

## 第8期第22回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月) 午後2時00分から午後2時44分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(4名)

|    |       |   |     |       |   |     |       |   |
|----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 稲田 春一 | ○ | 10番 | 石崎 憲一 | ○ | 19番 | 清瀬 利一 | ○ |
| 2番 | 清水 修一 | ○ | 11番 | 小岸 元気 | △ | 20番 | 森山 幸治 | ○ |
| 3番 | 小林 朋導 | △ | 12番 | 辻 勉   | ○ | 21番 | 中澤 浩  | ○ |
| 4番 | 土屋 祐規 | ○ | 13番 | 中田 賢大 | ○ | 22番 | 藤岡 健人 | ○ |
| 5番 | 渋谷 裕二 | ○ | 14番 | 鈴木 秀子 | ○ | 23番 | 貞廣 賢治 | ○ |
| 6番 | 柴田 健志 | △ | 15番 | 田代 英孝 | ○ | 24番 | 伊藤 正人 | ○ |
| 7番 | 内海 久俊 | ○ | 16番 | 林 利輝  | ○ | 25番 | 藤江 政利 | △ |
| 8番 | 蠣崎 梓  | ○ | 17番 | 清野 薫  | ○ | 26番 | 平島 道弘 | ○ |
| 9番 | 松並 恵一 | ○ | 18番 | 毛利 武  | ○ | 27番 | 佐々木保成 | ○ |

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第8 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件

第9 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定(案)について

第10 議案第6号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局－支局長 藤野 真稔、主査 長谷山 美香

### 7. 会議の概要

事務局 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

|       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | <p>それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。</p> <p>欠席は3番・小林委員、6番・柴田委員、11番・小岸委員、25番・藤江委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第22回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、21番・中澤浩委員、22番・藤岡健人委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 議 長   | <p>それでは、両名に決定をいたしました。</p> <p>日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2件、議案6件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>                                                                                                                             |
| 議 長   | <p>異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので御了承願います。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                   |
| 事 務 局 | <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書は2ページです。</p> <p>2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。</p> <p>1件、1筆、面積は9,224㎡で借主の意向により解約に至ったものです。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>                                                                      |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第1号について、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>                                                                                                                                                                       |
| 議 長   | <p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                     |
| 事 務 局 | <p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書は3ページをお開き願います。</p> <p>4月につきましては、議案書に記載のとおり、8日に川西地区委員会を開催しており、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権設定について1件審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>                                                                 |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。<br>報告第2号について、質疑はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|       | (発言なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長   | 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。<br>次に、日程第5 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 務 局 | <p>議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書4ページをお開き願います。</p> <p>まず、営農型太陽光発電事業について説明いたしますが、いわゆる「ソーラーシェアリング」と言われており、農地における営農を前提としながら太陽光パネルを設置するものであります。平成25年から認められるようになった事業で、別に配布の営農型発電設備に係る許可実績では、令和6年3月末現在ですが、全国では6,137件の実績があり、北海道も34件と現在も増加傾向になっているようです。</p> <p>転用の概要としては、一時転用で転用面積はパネル部ではなく支柱部の面積となります。また、パネル部は農地上空に設置することとなりますので、農地法第3条における区分地上権の設定となります。区分地上権の設定については次の議案第2号でお諮りします。先に区分地上権設定から説明すると順番が合わないになるので、本総会においては農地法第5条の申請を先に上程させていただくことをご理解願います。</p> <p>本案件は本町においては2例目の案件となり、令和2年2月以来となります。まずは、資料の説明をさせていただきます。</p> <p>5ページになります。</p> <p>【議案書朗読】</p> <p>6ページには現況地目図、申請地番とソーラーパネルの位置が表示されています。</p> <p>7ページは敷地平面図で配置図となります。農地部を確保するため両サイドにパネルを設置しているのが確認できます。2段10列でパネルは200枚設置。転用面積は農地を占有する支柱部のみとなりますので、構造上撤去が容易でなければならず、支柱は1本足となっています。また、パネルの高さも地上より最低2m以上が必要であり、2から4.2mとなっています。8ページでは算出方法で、一時転用面積は合計10.69㎡となります。</p> <p>9ページは調査票で記載のとおりです。</p> <p>次に営農者の■■■■の経営概要ですが、経営形態は、施設栽培と畑作となっており、営農計画では当該地にハウスでレタスとトマトの栽培、畑については、春まき小麦と大豆・子実コーンの輪作体系を組んでいます。ソーラーパネルは垂直型でPCSS杭は風や積雪対策に強い資材を採用しているようです。</p> <p>どの転用もこの要件が適用されますが、資料1の2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、まず立地基準ですが、申請地は農用地区域内農地に区分されます。転用は原則不許可ですが、一時転用は例外許可事由として認められます。</p> |

次に一般基準ですが諸所項目がありますが、一般的な転用と同様に審査を行い認められる内容と確認しております。3ページ以降は後ほどお見通し願います。

次に資料2の設置者である[ ]の説明をさせていただきます。

1ページでは[ ]

[ ]、北海道の暮らしを支える事業を行っている企業であります。2ページ目では、[ ]が電力事業を行う関連会社であること、下段には今回も予定している自己託送プロジェクトを太陽光、野建て200件の実績があること、3ページ目にはソーラーシェアリングが再エネと農業の両立、北海道の脱炭素を進める上で有力な手段の1つと記載されています。

下段では、[ ]、太陽光の取組実績から営農型ソーラーシェアリングを試験導入することになったようです。災害時の非常用発電所としての活用、通常時は、[ ]。

4ページ目では、北海道の再エネの拡大に貢献、むかわ町にモデルケースを構築し道内、道外に発信、再エネ地産地消などの取組を考えているとのこととです。

それでは、改めて本件は、営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用許可申請について、農地法第5条に基づき、ご審議をお願いするものであります。申請内容につきましては、借主の設置主体は[ ]

[ ]計画となっております。なお、設置者と営農者の間に取引関係があることから、実質な貸付に該当しないかを含め、慎重に確認を行っております。確認の結果、営農については当該農業者が主体的に実施する計画であり、作付及び販売についても自らの判断で行うものであること、また設置者の指示により営農が行われるものでないことを確認しております。

営農計画につきましては、作付品目及び収量の基準については胆振農業改良普及センターの確認を受けており、営農の継続性は確保されるものと判断しております。また、営農者の意欲についても確認されております。営農状況の確認は毎年2月に作付けを行っていることや収量の報告を行うこととされており、収量が20%を下回らないようにしなければならないこととなります。その報告する旨を記載した誓約書の提出を受け、必要に応じて現地確認を行うなど、継続的に把握していくこととしております。さらに、営農が適切に行われない場合の対応として、設備撤去にかかる費用の見積もりをあらかじめ確認しており、原状回復の実効性についても担保されているものと考えております。また、設置者の資金計画についても残高証明の提出を受け確認しており、本事業を実施するための資力については問題ないものと判断しております。

周辺農地への影響については、日照や作業環境等に支障はないものとされており、近隣農家への影響はない旨確認されております。

土地改良区につきましては、意見聴取を終え、支障がないものと回答を受けております。

なお、本件は支柱を設置する営農型太陽光発電設備であることから一時転用として取り扱うものであり、転用期間は原則3年とされていますが、営農者が認定農業者である場合には最長10年の特例が適用されるものであります。

事務局

また、関係機関への確認に加え、北海道農業会議への意見聴取も行うこととしており、多角的に適否を判断する体制としております。さらに農林水産省が示す営農型太陽光発電設備に係るガイドラインに基づき、営農の主体性・継続性・実施体制等について確認を行っております。

加えて、

、地域への一定の貢献も見込まれるところでありますが、本件の判断にあたっては、これらの事情にかかわらず、営農の適切な継続が確保されるかを中心に審査したものであります。以上のとおり、本件については、関係性を含め慎重に確認した結果、営農の主体性・継続性、実施体制、資力及び不適正時の対応について、いずれも具体的な担保が講じられていることを確認しており、個別案件として適当であると判断したものであります。本申請に係る許可の可否について、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番

現地確認の報告ですが、次の議案案件となっている農地法第3条の区分地上権設定も含めての報告とさせていただきます。

一時転用の内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所から周辺に与える影響はないものと考えられ、総合的に特に問題ないと判断します。なお、設置後の営農については、毎年報告がされるとのことですが、農地パトロールにおいても確認をしていくべきと考えています。以上です。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第6 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、が譲受人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、このまま審議に入ります。

事務局より、議案の説明をお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

【議案書朗読】

1番から3番は相手方の要望により賃貸借及び売買するものです。

4番は、先ほど議案1号でご説明しました営農型太陽光発電設備の設置に伴い、支柱部分について区分地上権を設定するため、農地法第3条に基づき、ご審議をお願いするものであります。

本申請は、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置するにあたり、当該設備設置者が支柱部分について使用するための権利として、区分地上権を設定するものであります。なお、当該農地については、引き続き営農が行われる計画となっており、農地の所有権の移転や農地の全部を対象とする賃貸借とは異なり、農地利用の本体は営農者により維持されるものであります。

また、本件については営農型太陽光発電設備に係る一時転用許可と一体的に取り扱うものであり、営農の継続が前提となるものであります。区分地上権の設定により、農地としての利用に支障が生じないかについて確認した結果、営農の実施に支障はないと判断しております。

なお、当該権利は一時転用期間に対応した期間設定とされており、当該期間満了時には原状回復が前提となるものであります。以上のことから、本件区分地上権の設定についてご審議をお願いするものであります。

なお、地上権の審査については、農地の直接使用ではないため、全部効率利用要件など従来の許可要件とは異なり、営農条件に支障を及ぼさないかのための審査となります。こちらについては、議案1号での議案説明及び地区担当委員からの発言により影響がないことを説明しており、同様に当該案件の許可基準も満たしていると考えます。

以上、4件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、4番以外は別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考え、4番についても前述のとおり許可要件は満たしていると考えます。

議案書12ページから17ページに図面、調査書を添付しておりますので、ご確認願います。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番

1番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり1番は[ ]が[ ]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

11番

2番について現地を確認してきましたので、報告します。

事務局の説明があったとおり2番は[ ]が[ ]に農地を売買する案件

|       |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 1   | 番 | <p>ですが、取得後は南瓜・苗木を作付けする計画となっています。</p> <p>これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2 0   | 番 | <p>3 番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>事務局の説明があったとおり 3 番は [ ] が [ ] に農地を売買する案件ですが、取得後はりんご・にんにくを作付けする計画となっています。</p> <p>これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 議     | 長 | <p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(発言なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議     | 長 | <p>質疑なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議     | 長 | <p>ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事 務 局 |   | <p>議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書は 1 9 ページをお開き願います。</p> <p>転貸者が北海道農業公社による利用権設定です。</p> <p>【議案書朗読】</p> <p>賃貸期間については告示日から記載のとおりとなっております。</p> <p>なお、この計画要請の内容は、2 0 ページに添付のあります、機構法第 1 8 条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>図面につきましては、2 1 ページに添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p> |
| 議     | 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(発言なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局 |   | <p>質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(異議なしの声あり)

議 長

ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。  
次に、日程第8 議案第4号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第4号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

【議案書朗読】

願出理由につきまして、すべて公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番については、令和5年3月27日開催の第21回総会で農地と判定しておりますが、地目変更登記を行っておらず改めて願出を受けたものです。

現地確認結果として、前回同様、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、農地と判定しております。

2番については、議案書に記載のとおり宅地化となっており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。

3番については、議案書に記載のとおり、耕作しようと思えば耕作出来ることから、現況判定は畑としており、農地法上の農地に相当するため、農地と判定しております。

4番については、XXXXXXXXXXが雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。XXXXXXXXXXにつきましては、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、農地と判定しております。

議案書24ページから27ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番

1番について現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、前回の申請同様、耕作行為が反覆継続的に行われている場所であるため、農地と判断しております。以上です。

24 番

2番について現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、宅地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

|     |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22  | 番 | <p>3番について現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、現在は耕作されておりませんが、耕作しようと思えば耕作出来る状態であり、農地法上の農地に相当するため、農地と判断しております。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19  | 番 | <p>4番について現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>は雑種地化しており、農地法上の農地に相当しないため農地・採草放牧地以外と判断しております。</p> <p><span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>は、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため農地と判断しております。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議   | 長 | <p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(発言なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議   | 長 | <p>質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議   | 長 | <p>ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、日程第9 議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定(案)」について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局 |   | <p>議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定(案)について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書28ページからになります。</p> <p>第8期から委員になられた方は初めて聞くかと思われますが、令和5年に農業委員会法が改正され、農地等の利用の最適化の推進に関する指針が、全ての農業委員会で制定しなければならないとされ、29ページの右上に書かれておりますが、本会は令和5年3月27日に決定しております。10年後の目標を定めて指針に沿って取り組むということでございます。</p> <p>今回改定するのは、改選期の3年ごとに検証・見直しを行うこととされ、この目標の見直し、新たに3年後の目標設定、この指針を改定することが、農業委員会の交付金を活用する、つまり補助金を受けるための実施要件となっております。この後の議案第6号に関連して目標設定したのがこの指針(案)となります。説明させていただきます。</p> <p>29ページ、第1、基本的な考え方としまして、むかわ町の農業情勢、目標を達成するためにとるべき具体的な措置等に関しまして定めております。</p> <p>30ページ、第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法につきましては、1. 遊休農地の発生防止、解消に向けての具体的な推進方法を記載してございます。</p> |

事務局

それでは、表をご覧ください。

(1) 遊休農地の解消目標町内の農地面積と遊休農地面積、その割合が記載されています。現状は令和4年4月現在、当初この指針が決定する1年前の数値、それから3年後の目標と上段の括弧書きは実績であります。実績数値を3年後の目標に設定し、10年後の目標に近づけるよう遊休農地を発生させないように取組みとしています。表の考え方と記載内容については、以降同様となります。

次に31ページの下側、2. 担い手への農地利用集積・集約化につきまして、担い手への農地利用集積目標、担い手の育成・確保の目標を記載してございます。集積面積が目標値を超え、令和7年4月で目標より4.7ポイント超え、10年後についても維持するため目標を設定させていただいております。議案第6号の目標設定数値とリンクしています。

32ページ中段では、地域計画の取組です。昨年、国から通知のあったブラッシュアップに向けた農業委員会の役割について追記してございます。

次は33ページ中段、3. 新規参入の促進につきましては、新規参入の促進目標及び具体的な推進方法を記載してございます。個人・法人についても、人数・法人数については達成されて、法人は面積もクリアしています。前回設定した目標の数値を上乗せして10年後の目標を設定しています。

下段の(2)○のところは、都道府県・全国農業委員会ネットワークと記載されていたところを具体的な関係機関に改正しております。

34ページになります。第3「地域計画」の目標を達成するための役割としまして、5つの項目を記載しております。

最後の項目に10年後の「目標地図」の素案作成を追記しています。

以上が、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定(案)となります。内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について、ご説明申し上げます。

議案書 36 ページをお開き願います。

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてですが、全般的に昨年度当初に決定した目標に対しての実績等であります。

1 番「農業委員会の状況」については、記載のとおりであります。

37 ページⅡ番「最適化活動の実施状況」につきましては、（1）農地の集積の③実績につきましては、今年度末の集積面積は 5,810.0ha、集積率は 88.4%と昨年度より 2 ポイント上がっています。日頃より農業委員の皆様による相談活動、地域協議のもと、担い手への農地の流動化の推進が図られていると考えます。

（2）遊休農地の発生防止・解消についてです。年度当初の遊休農地としてはありませんが、引き続き農地利用状況調査等で遊休農地の発生防止及び違反転用などの防止に努める必要があります。

39 ページから（3）新規参入の促進③実績では 1 経営体が参入しました。

2 の最適化活動の活動目標につきましては、1 人・ひとりの最適化活動、また、活動強化月間期間中も概ね目標通りに活動をすることが出来ました。

40 ページ、（3）新規参入相談会への参加については、①の目標ですが、原則 1 名以上が相談会に参加することとしていたことから、町地域担い手育成センターと連携し、②の実績に記載のとおり 7 月は都合がつかず参加できませんでしたが、1 月は 1 名参加いたしました。

41 ページ、Ⅲ番、事務の実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして 42 ページ、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。

I 番、農業委員会の状況につきましては、記載のとおりです。

43 ページ、Ⅱ番、最適化活動の目標、1 の「最適化活動の成果目標」においては、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消、44 ページ、（3）新規参入の促進について、これまでの実績を踏まえた計画となっております。

2 の「最適化活動の活動目標」においては、（1）「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、今年度も月、7 日と設定いたしました。ここが、農業委員の活動記録簿の月の目標部分になります。

（2）活動強化月間の設定目標は、3 回以上、取り組む事としており、8 月に遊休農地の解消 10 月・11 月は、農地集積の強化月間として設定しています。

（3）新規参入相談会への参加目標ですが、原則 1 名以上が相談会に参加することとし、町の地域担い手育成センターと連携し、参加していく設定とさせていただきます。以上が、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

（発言なし）

議 長 質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。